

公示

次のとおり企画提案競争（企画コンペ方式）の募集を行います。

令和5年7月19日

収支等命令者

佐賀県地域交流部国際課長 内田修平

佐賀県における地域日本語教室普及事業に係る企画コンペ実施について

佐賀県（以下「県」という。）が実施する地域日本語教室普及事業に係る業務を委託して実施する予定であり、受託者を選定するための企画コンペを次のとおり実施する。

1 目的

県内外国人住民数は、技能実習生や留学生を中心に増加傾向にあり、令和5年1月1日時点において、その数は過去最高を更新している。多文化共生施策推進のための基盤整備において、「地域日本語教室」は、外国人が日本語や日本の習慣を学ぶ場としてだけでなく、外国人住民と日本人住民の交流の場、相互理解の場、外国人が地域とつながる場として、大きな役割を担っている。

地域日本語教室が交流の拠点として誰もが気軽に集い、双方向の学びの場、交流の場となるよう、地域日本語教室という場を広く県民に周知・理解促進を図るとともに、様々な世代の県民が地域日本語教室に集うようになることを目指す。また地域日本語教室で重要な役割を担っている「やさしい日本語」が、生活の中で、外国人住民と日本人住民がコミュニケーションを図る手段として広く認知されることを目指す。

2 業務の内容

- (1) 委託業務名 佐賀県における地域日本語教室普及事業
- (2) 委託業務の仕様 別紙『佐賀県における地域日本語教室普及事業に係る業務委託仕様書』のとおりに
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和6年2月29日（木曜日）まで
- (4) 委託料 金2,178千円（消費税額及び地方消費税額を含む）を上限とする。

3 参加資格に関する事項

参加資格者は、次の全ての要件を満たす者とする。なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 本業務の趣旨を十分理解し、委託する業務内容を誠実かつ確実に実施できる団体であること。
- (2) 事業の目的達成のために必要な企画・立案・運営・作製に関して、ノウハウや技術を有していること。
- (3) 県内に事業所を有し、地域に密着して営業活動を行っていること。

- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 公募開始の日の 6 か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (7) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (8) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 手続き等に関する事項

(1) 担当課

佐賀県 地域交流部 国際課

郵便番号 840-8570 佐賀市城内一丁目 1 番 59 号

電話番号：0952-25-7328 FAX 番号：0952-25-7084

電子メールアドレス kokusai@pref.saga.lg.jp

(2) 募集方法 令和 5 年 7 月 19 日（水曜日）から佐賀県ホームページに掲載する。

(3) 説明会 実施しない

5 実施方法

企画コンペ方式により、受託者を決定する。なお、企画コンペは、提出された企画書等及びプレゼンテーション等について審査するものとする。

(1) 参加申込書等の提出

- ① 提出書類 企画コンペ参加申込書（様式 1）、営業概要書（様式 2）、同種業務の履行実績調書（様式 3）誓約書（様式 4）
- ② 提出期限 令和 5 年 8 月 1 日（火曜日）17 時まで（必着）
- ③ 提出場所 佐賀県地域交流部 国際課 佐賀市城内一丁目 1 番 59 号 佐賀県庁 7 階
- ④ 提出方法 持参、郵送等又はメール（メールアドレス：kokusai@pref.saga.lg.jp）

※メールの場合は、メール送付後、提出した旨電話で連絡すること。

※郵送、宅配の場合は配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

※参加資格確認通知は、令和5年8月8日(火曜日)までに通知する。

(2) 質問の受付及び回答

- ① 受付時間 令和5年7月25日(火曜日)17時まで
- ② 受付場所 佐賀県地域交流部 国際課 佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁7階
- ③ 提出方法 質問書(様式5)を添付した電子メールを、佐賀県地域交流部国際課のメールアドレス(kokusai@pref.saga.lg.jp)に送信すること。
なお、原則として、電話での問い合わせには応じない。
- ④ 回答方法 令和5年7月28日(金曜日)を目途に佐賀県ホームページで公開する。

(3) 企画提案書等の提出(書類の規格はA4判とする)

① 提出書類

事業全体のコンセプト(任意様式)5部

各事業のデザイン案(任意様式)5部

ア) デザイン案は、パンフレット(4頁)や新聞広告、SNS、グッズの具体的な完成品のイメージが分かるデザインを示すこと。

業務実施体制(任意様式)5部

ア) 管理者や担当者、スタッフ等の体制がわかるもの

見積書(任意様式)正1部、写4部

ア) 見積価格は審査における評価項目のひとつであるため、企画提案内容と経費の関係が分かる内訳を記載すること。

イ) 見積価格には消費税及び地方消費税額を含む金額を記載すること。

- ② 提出期限 令和5年8月17日(木曜日)17時まで(必着)
- ③ 提出場所 佐賀県地域交流部 国際課 佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁7階
- ④ 提出方法 持参、郵送等又はメール(メールアドレス:kokusai@pref.saga.lg.jp)
※メールの場合は、メール送付後、提出した旨電話で連絡すること。ただし、押印が必要な書類については、事前にPDFファイルで送付し、後日、原本を郵送すること。
※郵送、宅配の場合は配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

(4) プレゼンテーション(審査会)の日時及び場所

- ① 日程 令和5年8月22日(火)
- ② 場所 未定(後日、参加者へ連絡を行う)
- ③ 時間 プレゼンテーションは参加者毎に行う。参加者毎の開始時間は別途連絡を行う。

6 最優秀提案者の選定について

- (1) 審査員は、提出された企画提案書等審査し、「別紙：評価基準」に基づき審査を行う。審査の結果、最も高い評価を受けた者を委託事業者とする。
- (2) 評価基準は別紙のとおりとする。
- (3) 評価基準は、提案内容の水準を確保するため最低基準点を定める。最低基準点は、審査員の合計で5割とし、それ以上の点数を得た参加者の中から最優秀提案者を選定する。(100点×4名×50%＝200点)
- (4) 企画提案書等の内容に未記入箇所がある場合や添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合、該当する評価項目は0点とする場合がある。
- (5) 評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が2者以上あるときは、審査員にて協議の上、最優秀提案者を決定する。なお、企画コンペ参加者へのヒアリングを別途実施する場合がある。
- (6) 企画コンペ参加者が1者のみの場合でも、その者が最低基準点を満たしている場合には、その者を最優秀提案者とする。
- (7) 最優秀提案者と契約締結に至らなかった場合は、最低基準点を満たす次点の者を新たな最優秀提案者とする。最優秀提案者が契約の相手方として決定される前に佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受け又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者となった場合も同様とする。
- (8) 業務委託先の決定については、佐賀県ホームページに掲載する。

7 実施スケジュール (予定)

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| (1) 県ホームページでの公募開始 | 令和5年7月19日(水曜日) |
| (2) 質問等の受付期限 | 令和5年7月25日(火曜日)17時 |
| (3) 参加申込書等の提出期限 | 令和5年8月1日(火曜日)17時(必着) |
| (4) 企画提案書等の提出期限 | 令和5年8月17日(木曜日)17時(必着) |
| (5) プレゼンテーション・審査会 | 令和5年8月22日(火曜日) |
| (6) 委託業者の決定 | 令和5年8月25日(金曜日) |

8 その他

(1) 契約保証金

ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。

イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、担保を供することができる。

ウ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。

(ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約(見積金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 国又は地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

(ウ) 随意契約を締結する場合において、県の契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

(2) 失格要件

次のいずれかに該当する場合の提案は無効とする。

ア 参加する資格のない者が行った場合

イ 本件企画コンペ手続について不正行為を行なった場合

ウ 見積書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合

エ 1人で2以上の提案をした場合

オ 代理人でその資格のない場合

カ 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合

キ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合

ク 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

(3) 企画コンペ手続の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本件企画コンペ手続を中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

ア 参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、本手続を行なうことができないとき。

(4) 企画コンペ参加に係る経費は、すべて参加者の負担とする。

(5) 提出された企画提案書は返却しない。また、提出された書類は、選考作業に必要な範囲において複製する場合がある。

(6) 公正な審査を妨害する恐れのある、あらゆる行為を禁止する。

(7) 企画が採用された団体については、佐賀県財務規則などの関係法令の規程に基づき委託契約を締結するものとする。契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。

(8) 企画コンペについての問い合わせは、郵送・メールで受け付ける。質問応答の内容は、必要に応じて参加者全員に周知する。

【問い合わせ先】

佐賀県地域交流部 国際課 多文化共生担当

T E L : 0952-25-7328

F A X : 0952-25-7084

E-mail : kokusai@pref.saga.lg.jp